

京都市交通局管理規程 6-10 (京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程) の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第7条第4号中「他のカード」の右に「その他有効な乗車券」を加え、「自動精算機で」を削る。

第7条の2第2号中「自動改札機」を「自動改集札機」に改め、「他のカード」の右に「その他有効な乗車券」を加え、「自動精算機で」を削る。

第7条の3第1号ただし書を次のように改める。

ただし、トラフィカ京カードの残額が、乗車区間の運賃に満たないときは、第7条第4号の精算を、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

ア 不足額に乗合自動車の均一路線に係る運賃から60円(小児用カードにあっては30円)を割り引いた額を加算した額を、現金又は他のカードにより充当することにより、共通乗車規程第6章に定める精算・バス連絡券の交付を受けること

イ 乗車駅の自動集改札機により改札を受けたトラフィカ京カード及び別のトラフィカ京カード1枚を同時に、降車駅の自動集改札機に投入し精算すること

第7条の3第2号中「ただし書きの」を「アに掲げる」に改め、「使用したトラフィカ京カード」の右に「(前号イに掲げる場合にあっては、当該別のトラフィカ京カード)」を加える。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)